

申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（美郷町）

< 個票情報 >

所 管 部 署	教育総務課
適用日（掲載日）	平成 27 年 3 月 31 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	家庭的保育事業等の認可
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	児童福祉法第 34 条の 15 第 2 項

< 審査基準 / 標準処理期間 >

基 準 規 定	児童福祉法第 34 条の 15 第 2 項・第 3 項・第 5 項、第 34 条の 16 第 1 項・第 2 項
審 査 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>1. 国、都道府県及び市町村以外の者は、厚生労働省令の定めるところにより、市町村長の認可を得て、家庭的保育事業等を行うことができる。</p> <p>2. 市町村長は、家庭的保育事業等に関する 1 の認可の申請があつたときは、次条第一項の条例で定める基準に適合するかどうかを審査するほか、次に掲げる基準（当該認可の申請をした者が社会福祉法人又は学校法人である場合にあつては、(4)に掲げる基準に限る。）によつて、その申請を審査しなければならない。</p> <p>(1) 当該家庭的保育事業等を行うために必要な経済的基礎があること。</p> <p>(2) 当該家庭的保育事業等を行う者（その者が法人である場合にあつては、経営担当役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）とする。）が社会的信望を有すること。</p> <p>(3) 実務を担当する幹部職員が社会福祉事業に関する知識又は経験を有すること。</p> <p>(4) 次のいずれにも該当しないこと。</p> <p>イ 申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。</p> <p>ロ 申請者が、この法律その他国民の福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。</p> <p>ハ 申請者が、労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。</p> <p>ニ 申請者が、児童福祉法第 58 条第 2 項の規定により認可を取り消され、その取消の日から起算して 5 年を経過しない者（当該認可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第 15 条の規定による通知があつた日前 60 日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するもの</p>

と認められる者を含む。ホにおいて同じ。)又はその事業を管理する者その他の政令で定める使用人(以下「役員等」という。)であつた者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含み、当該認可を取り消された者が法人でない場合においては、当該通知があつた日前60日以内に当該事業を行う者の管理者であつた者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。)であるとき。ただし、当該認可の取消しが、家庭的保育事業等の認可の取消しのうち当該認可の取消しの処分の理由となつた事実及び当該事実の発生を防止するための当該家庭的保育事業等を行う者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該家庭的保育事業等を行う者が有していた責任の程度を考慮して、二本文に規定する認可の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

ホ 申請者と密接な関係を有する者(申請者(法人に限る。以下ホにおいて同じ。)の役員に占めるその役員の割合が2分の1を超え、若しくは当該申請者の株式の所有その他の事由を通じて当該申請者の事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として厚生労働省令で定めるもの(以下ホにおいて「申請者の親会社等」という。)、申請者の親会社等の役員と同一の者がその役員に占める割合が2分の1を超え、若しくは申請者の親会社等が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として厚生労働省令で定めるもの又は当該申請者の役員と同一の者がその役員に占める割合が2分の1を超え、若しくは当該申請者が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として厚生労働省令で定めるもの)のうち、当該申請者と厚生労働省令で定める密接な関係を有する法人をいう。)が、法第58条第2項の規定により認可を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過していないとき。ただし、当該認可の取消しが、家庭的保育事業等の認可の取消しのうち当該認可の取消しの処分の理由となつた事実及び当該事実の発生を防止するための当該家庭的保育事業等を行う者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該家庭的保育事業等を行う者が有していた責任の程度を考慮して、ホ本文に規定する認可の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

ヘ 申請者が、法第58条第2項の規定による認可の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に事業の廃止をした者(当該廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該事業の廃止の承認の日から起算して5年を経過しないものであるとき。

ト 申請者が、法第34条の17第1項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日(当該検査の結果に基づき法第58条第2項の規定による認可の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として厚生労働省令で定めるところにより市町村長が当該申請者に当該検査が行われた日から10日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。)までの間に事業の廃止をした者(当該廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該事業の廃止の承認の日から起算して5年を経過しないものであるとき。

チ ヘに規定する期間内に事業の廃止の承認の申請があつた場合において、申請者が、ヘの通知の日前60日以内に当該申請に係る法人(当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。)の役員等又は当該申請に係る法人でない事業を行う者(当該事業の廃止について相当の理由があるものを除

	<p>く。)の管理者であつた者で、当該事業の廃止の承認の日から起算して5年を経過しないものであるとき。</p> <p>リ 申請者が、認可の申請前5年以内に保育に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。</p> <p>ヌ 申請者が、法人で、その役員等のうちにイからニまで又はへからリまでのいずれかに該当する者のあるものであるとき。</p> <p>ル 申請者が、法人でない者で、その管理者がイからニまで又はへからリまでのいずれかに該当する者であるとき。</p> <p>3 市町村長は、2に基づく審査の結果、その申請が4の条例で定める基準に適合しており、かつ、その事業を行う者が2に掲げる基準(その者が社会福祉法人又は学校法人である場合にあつては、(4)に掲げる基準に限る。)に該当すると認めるときは、1の認可をするものとする。ただし、市町村長は、当該申請に係る家庭的保育事業等の所在地を含む教育・保育提供区域(子ども・子育て支援法第61条第2項第1号の規定により当該市町村が定める教育・保育提供区域とする。以下この項において同じ。)における特定地域型保育事業所(同法第29条第3項第1号に規定する特定地域型保育事業所をいい、事業所内保育事業における同法第43条第1項に規定する労働者等の監護する小学校就学前子どもに係る部分を除く。以下この項において同じ。)の利用定員の総数(同法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係るものに限る。)が、同法第61条第1項の規定により当該市町村が定める市町村子ども・子育て支援事業計画において定める当該教育・保育提供区域の特定地域型保育事業所に係る必要利用定員総数(同法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係るものに限る。)に既に達しているか、又は当該申請に係る家庭的保育事業等の開始によつてこれを超えることになると認めるとき、その他の当該市町村子ども・子育て支援事業計画の達成に支障を生ずるおそれがある場合として厚生労働省令で定める場合に該当すると認めるときは、1の認可をしないことができる。</p> <p>4 市町村は、家庭的保育事業等の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならない。この場合において、その基準は、児童の身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な保育の水準を確保するものでなければならない。</p> <p>5 市町村が4の条例を定めるに当たつては、次に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。</p> <p>(1) 家庭的保育事業等に従事する者及びその員数</p> <p>(2) 家庭的保育事業等の運営に関する事項であつて、児童の適切な処遇の確保及び秘密の保持並びに児童の健全な発達に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの</p>
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	<input type="checkbox"/> 設定 <input checked="" type="checkbox"/> 未設定 過去に申請実績がなく、あらかじめ審査基準を設定することは困難
備 考	
設 定 日	平成27年10月31日

申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（美郷町）

< 個票情報 >

所 管 部 署	教育総務課
適用日（掲載日）	平成 27 年 3 月 31 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	家庭的保育事業等の休廃止の承認
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	児童福祉法第 34 条の 15 第 7 項

< 審査基準 / 標準処理期間 >

基 準 規 定	児童福祉法第 34 条の 15 第 7 項
審 査 基 準	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定 国、都道府県及び市町村以外の者は、家庭的保育事業等を廃止し、又は休止しようとするときは、厚生労働省令の定めるところにより、市町村長の承認を受けなければならない。
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	<input type="checkbox"/> 設定 <input checked="" type="checkbox"/> 未設定 過去に申請実績がなく、あらかじめ審査基準を設定することは困難
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日

申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（美郷町）

< 個票情報 >

所 管 部 署	教育総務課
適用日（掲載日）	平成 27 年 3 月 31 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	児童福祉施設の設置認可
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	児童福祉法第 35 条第 4 項

< 審査基準 / 標準処理期間 >

基 準 規 定	児童福祉法第 35 条第 4 項・第 5 項・第 8 項 児童福祉法施行規則第 37 条、第 37 条の 5
審 査 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>1 国、都道府県及び市町村以外の者は、厚生労働省令の定めるところにより、都道府県知事の認可を得て、児童福祉施設を設置することができる。</p> <p>2 都道府県知事は、保育所に関する前項の認可の申請があつたときは、法第 45 条第 1 項の条例で定める基準（保育所に係るものに限る。）に適合するかどうかを審査するほか、次に掲げる基準（当該認可の申請をした者が社会福祉法人又は学校法人である場合にあつては、第 4 号に掲げる基準に限る。）によつて、その申請を審査しなければならない。</p> <p>(1) 当該保育所を経営するために必要な経済的基礎があること。</p> <p>(2) 該保育所の経営者（その者が法人である場合にあつては、経営担当役員とする。）が社会的信望を有すること。</p> <p>(3) 実務を担当する幹部職員が社会福祉事業に関する知識又は経験を有すること。</p> <p>(4) 次のいずれにも該当しないこと。</p> <p>イ 申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。</p> <p>ロ 申請者が、この法律その他国民の福祉若しくは学校教育に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。</p> <p>ハ 申請者が、労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。</p> <p>ニ 申請者が、法第 58 条第 1 項の規定により認可を取り消され、その取消の日から起算して 5 年を経過しない者（当該認可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第 15 条の規定による通知があつた日前 60 日以内に当該法人の役員等であつた者で当該取消しの日から起算して 5 年を経過しないものを含み、当該認可を取り消された者が法人でない場合においては、当該通知があつた日前 60 日以内に当該保育所の管理者であつた者で当該取消しの日から起算して 5 年を経</p>

過しないものを含む。) であるとき。ただし、当該認可の取消しが、保育所の設置の認可の取消しのうち当該認可の取消しの処分の理由となつた事実及び当該事実の発生を防止するための当該保育所の設置者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該保育所の設置者が有していた責任の程度を考慮して、ニ本文に規定する認可の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

ホ 申請者と密接な関係を有する者が、第 58 条第 1 項の規定により認可を取り消され、その取消しの日から起算して 5 年を経過していないとき。ただし、当該認可の取消しが、保育所の設置の認可の取消しのうち当該認可の取消しの処分の理由となつた事実及び当該事実の発生を防止するための当該保育所の設置者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該保育所の設置者が有していた責任の程度を考慮して、ホ本文に規定する認可の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

ヘ 申請者が、法第 58 条第 1 項の規定による認可の取消しの処分に係る行政手続法第 15 条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に法第 35 条第 12 項の規定による保育所の廃止をした者(当該廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該保育所の廃止の承認の日から起算して 5 年を経過しないものであるとき。

ト 申請者が、法第 46 条第 1 項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日(当該検査の結果に基づき第 58 条第 1 項の規定による認可の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として厚生労働省令で定めるところにより都道府県知事が当該申請者に当該検査が行われた日から 10 日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。)までの間に法第 35 条第 12 項の規定による保育所の廃止をした者(当該廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該保育所の廃止の承認の日から起算して 5 年を経過しないものであるとき。

チ ヘに規定する期間内に法第 35 条第 12 項の規定による保育所の廃止の承認の申請があつた場合において、申請者が、への通知の日前 60 日以内に当該申請に係る法人(当該保育所の廃止について相当の理由がある法人を除く。)の役員等又は当該申請に係る法人でない保育所(当該保育所の廃止について相当の理由があるものを除く。)の管理者であつた者で、当該保育所の廃止の承認の日から起算して 5 年を経過しないものであるとき。

リ 申請者が、認可の申請前 5 年以内に保育に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

ヌ 申請者が、法人で、その役員等のうちにイからニまで又はへからリまでのいずれかに該当する者のあるものであるとき。

ル 申請者が、法人でない者で、その管理者がイからニまで又はへからリまでのいずれかに該当する者であるとき。

3 都道府県知事は、審査の結果、その申請が法第 45 条第 1 項の条例で定める基準に適合しており、かつ、その設置者が第 2 項各号に掲げる基準(その者が社会福祉法人又は学校法人である場合にあつては、同項第 4 号に掲げる基準に限る。)に該当すると認めるときは、認可をするものとする。ただし、都道府県知事は、当該申請に係る保育所の所在地を含む区域(子ども・子育て支援法第 62 条第 2 項第 1 号の規定により当該都道府県が定める区域とする。以下この項において同じ。)における特定教育・保育施設(同法第 27 条第 1 項に規定する特定教育・保育施設をいう。以下この項において同じ。)の利用定員の総数(同法第 19 条第 1

	<p>項第2号及び第3号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。)が、同法第62条第1項の規定により当該都道府県が定める都道府県子ども・子育て支援事業支援計画において定める当該区域の特定教育・保育施設に係る必要利用定員総数(同法第19条第1項第2号及び第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係るものに限る。)に既に達しているか、又は当該申請に係る保育所の設置によつてこれを超えることになると認めるとき、その他の当該都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の達成に支障を生ずるおそれがある場合として厚生労働省令で定める場合に該当すると認めるときは、認可をしないことができる。</p>
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	<input type="checkbox"/> 設定 <input checked="" type="checkbox"/> 未設定 過去に申請実績がなく、あらかじめ審査基準を設定することは困難
備 考	(秋田県)市町村への権限移譲の推進に関する条例別表第28第1号により美郷町に権限移譲
設 定 日	平成27年10月31日

申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（美郷町）

< 個票情報 >

所 管 部 署	教育総務課
適用日（掲載日）	平成 27 年 3 月 31 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	公私連携保育法人の指定
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	児童福祉法第 56 条の 8 第 1 項

< 審査基準 / 標準処理期間 >

基 準 規 定	児童福祉法第 56 条の 8 第 1 項
審 査 基 準	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定 市町村長は、当該市町村における保育の実施に対する需要の状況等に照らし適当であると認めるときは、公私連携型保育所（次項に規定する協定に基づき、当該市町村から必要な設備の貸付け、譲渡その他の協力を得て、当該市町村との連携の下に保育及び子育て支援事業（以下この条において「保育等」という。）を行う保育所をいう。以下この条において同じ。）の運営を継続的かつ安定的に行うことができる能力を有するものであると認められるもの（法人に限る。）を、その申請により、公私連携型保育所の設置及び運営を目的とする法人（以下この条において「公私連携保育法人」という。）として指定することができる。
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	<input type="checkbox"/> 設定 <input checked="" type="checkbox"/> 未設定 過去に申請実績がなく、あらかじめ審査基準を設定することは困難
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日